



平成 29 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ン ド
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹
役 職 氏 名 (コード番号 8918 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
電 話 番 号 0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 21 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、それに伴い同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 21 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります。また、会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことから、業務執行取締役等以外の取締役との間で会社法第 427 条に定める責任限定契約の締結を可能とするため、所要の変更を行うものであります。なお、これらの定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。
- ④ 将来の事業拡大を可能にするため、事業目的を一部変更および追加するものであります。
- ⑤ 上記の新設、変更および削除に伴う条数の整備、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 5 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 5 月 25 日 (予定)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (条文省略)</p> <p>17. <u>スポーツ施設、レジャー施設の企画、経営、コンサルティング業務および施設利用権の販売</u></p> <p>18. <u>ホテル、飲食店、結婚式場および温浴施設の企画、経営およびコンサルティング業務</u></p> <p>19.～27. (条文省略)</p> <p>28. <u>特定労働者派遣事業</u> <新設></p> <p> <新設></p> <p> <新設></p> <p> <新設></p> <p>29. 上記各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (現行どおり)</p> <p>17. <u>商業施設、物流施設、宿泊施設、福祉施設、医療施設、温浴施設、社会基盤施設、スポーツ施設、娯楽施設、収納施設、飲食店、結婚式場、駐車場等の企画、開発、所有、管理、運営、賃貸借ならびにコンサルティング業務</u> <削除></p> <p>18.～26. (現行どおり)</p> <p>27. 労働者派遣事業</p> <p>28. <u>再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給販売等に関する業務</u></p> <p>29. <u>他の事業や企業に対する保証、貸付および投資</u></p> <p>30. <u>企業の事業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携および合併等に関する仲介、斡旋ならびに投資</u></p> <p>31. <u>株式または持分の保有による事業会社(外国会社を含む。)その他これに準じた事業体の事業活動の支配および管理</u></p> <p>32. 上記各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 6 条（発行可能株式の種類及び総数） （条文省略）</p> <p>第 6 条の 2（A 種種類株式） 当社の発行する A 種種類株式の内容は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）無配当 当社は、A 種種類株式の株主（以下、「A 種種類株主」という。）<u>又は</u>A 種種類株式の登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。</p> <p>（2）（条文省略）</p> <p>（3）取得請求権 A 種種類株主は、いつでも法令に従い、当社に対して、A 種種類株式 1 個あたり普通株式 100 個の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部<u>又は</u>一部を取得することを請求することができる。</p> <p>（4）（条文省略）</p> <p>（5）併合<u>又は</u>分割、無償割当等</p> <p>① 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種種類株式を併合<u>又は</u>分割しない。</p> <p>② 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種種類株主に対して、会社法第 202 条第 1 項に定める募集株式の割当てを受ける権利、<u>及び</u>会社法第 241 条第 1 項に定める募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て<u>及び</u>新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>第 7 条～第 8 条（条文省略）</p>	<p>第 6 条（発行可能株式の種類および総数） （現行どおり）</p> <p>第 6 条の 2（A 種種類株式） 当社の発行する A 種種類株式の内容は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）無配当 当社は、A 種種類株式の株主（以下、「A 種種類株主」という。）<u>または</u>A 種種類株式の登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。</p> <p>（2）（現行どおり）</p> <p>（3）取得請求権 A 種種類株主は、いつでも法令に従い、当社に対して、A 種種類株式 1 個あたり普通株式 100 個の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部<u>または</u>一部を取得することを請求することができる。</p> <p>（4）（現行どおり）</p> <p>（5）併合<u>または</u>分割、無償割当等</p> <p>① 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種種類株式を併合<u>または</u>分割しない。</p> <p>② 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種種類株主に対して、会社法第 202 条第 1 項に定める募集株式の割当てを受ける権利、<u>および</u>会社法第 241 条第 1 項に定める募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て<u>および</u>新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>第 7 条～第 8 条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（自己の株式の取得） <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第15条（条文省略）</p> <p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2.（条文省略）</p> <p>第17条～第18条（条文省略）</p> <p>第18条の2（種類株主総会） 第13条乃至第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.（条文省略） 3.（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第9条～第14条（現行どおり）</p> <p>第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2.（現行どおり）</p> <p>第16条～第17条（現行どおり）</p> <p>第17条の2（種類株主総会） 第12条から第14条まで、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>第18条（員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、9名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2.（現行どおり） 3.（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第20条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第22条（条文省略）</p> <p>第23条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第24条（代表取締役および役付取締役） <u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第25条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>第24条（常勤監査等委員） <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p>第25条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（監査等委員会の決議方法） <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第28条（取締役への委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条（現行どおり）</p> <p>第30条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（取締役会の議事録） <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第28条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条（社外取締役の責任限定契約） ＜新設＞</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（監査役の数） <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>第31条（取締役会の議事録） <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u></p> <p>第32条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u></p> <p>第33条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第34条（取締役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第31条（監査役の選任方法）</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第32条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第33条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第34条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第35条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第36条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第37条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>第38条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第39条（社外監査役の責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第5章 計 算</p>
<p>第40条（条文省略）</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第35条（現行どおり）</p> <p>第36条（剰余金の配当等） <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> <u>2. 当社は、毎年2月末日または8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第41条（期末配当金）</u></p> <p>当社は、株主総会の決議により毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p><u>第42条（中間配当金）</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p><u>第43条（除斥期間）</u></p> <p><u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;"><新設> <新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>第37条（配当金の除斥期間）</u></p> <p><u>配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>社外監査役の責任限定契約に関する経過措置</u>）</p> <p><u>第21回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p>

以 上